グリーン購入促進条例をここに公布する。 グリーン購入促進条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 グリーン購入の促進に関する基本的施策(第七条一第十三条)

第三章 宮城県グリーン製品の認定等(第十四条-第十九条)

第四章 宮城県グリーン購入促進委員会(第二十条—第二十五条)

第五章 雑則(第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、グリーン購入の促進について、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県 の施策の基本的な事項を定めることにより、環境物品等や環境に配慮した事業活動をしている事業者 が適切に評価される市場の形成を促進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会 の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 グリーン購入 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。
 - 二 環境物品等 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条 第一項に規定する環境物品等をいう。
 - 三 環境に配慮した事業活動 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業 活動の促進に関する法律(平成十六年法律第七十七号。以下「環境配慮促進法」という。)第二条第 三項に規定する環境に配慮した事業活動をいう。
 - 四 環境情報 環境配慮促進法第二条第二項に規定する環境情報をいう。
 - 五 地方独立行政法人等 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する 地方独立行政法人又は地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住 宅供給公社、地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社若しく は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十条第一項に規定する土地開発公社であって、県が設立したものをいう。

(県等の責務)

- 第三条 県は、市町村、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、グリーン購入を促進するために 必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県及び地方独立行政法人等は、物品又は役務(以下「物品等」という。)の調達に当たっては、積極的 にグリーン購入を推進するものとする。

(県民等の責務)

第四条 県民及び県内の法人その他の団体(以下「県民等」という。)は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 物品の製造、加工、輸入、販売、若しくは貸出し又は役務の提供を行う事業者は、当該物品等の購入者等に対し、当該物品等の環境情報又は自らの事業活動に関する環境情報を提供するよう努めなければならない。

(民間団体の責務)

第六条 グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体は、その専門的知識、技術及び能力を活用 し、県民等が行うグリーン購入を支援するよう努めなければならない。

第二章 グリーン購入の促進に関する基本的施策

(普及啓発活動の実施)

第七条 県は、県民等のグリーン購入に関する理解を深めるため、普及啓発活動を実施するものとする。

(環境情報の提供)

第八条 県は、県民等がグリーン購入を行うに当たって必要な環境情報を提供するものとする。

(表彰)

第九条 知事は、グリーン購入の実践又はその普及に関し優れた取組を行っている県民等に対し、表彰 を行うことができる。

(基本方針)

- 第十条 県は、県及び地方独立行政法人等におけるグリーン購入を総合的かつ計画的に推進するため、 グリーン購入の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 グリーン購入の推進に関する基本的方向
 - 二 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及び判断の基準並びにその基準を満たす物品等(以下「特定調達物品等」という。)の調達の推進に関する基本的事項
 - 三 環境に配慮した事業活動を行う事業者からの物品等の調達の推進に関する基本的事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、グリーン購入の推進に関する重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県グリーン購入促進委員会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(推進計画)

第十一条 県及び地方独立行政法人等は、毎年度、基本方針に即し、当該年度の予算及び事務又は事業 の予定等を勘案して、当該年度におけるグリーン購入の推進に関する計画(以下「推進計画」という。)

を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 特定調達物品等の調達に関する事項
 - 二 環境に配慮した事業活動に努める事業者からの物品等の調達に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、グリーン購入の推進に関する事項
- 3 知事及び地方独立行政法人等の代表者は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(実績の概要の公表)

第十二条 知事及び地方独立行政法人等の代表者は、毎年度終了後、当該年度における推進計画に基づ く物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政上の措置)

第十三条 県は、グリーン購入の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

第三章 宮城県グリーン製品の認定等

(認定)

- 第十四条 知事は、別に定める基準に適合する環境物品等であって、その普及がグリーン購入の促進に 資すると認められるものを、宮城県グリーン製品として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定の期間は、三年とする。
- 3 第一項の規定による認定は、次に掲げる環境物品等の製造業者等(製造物責任法(平成六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する製造業者等であって、県内に事業所を有するものをいう。以下同じ。) からの申請により、行うものとする。
 - 一 県内で製造され、又は加工された環境物品等(県内における製造又は加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る。)
 - 二 県内で発生した循環資源(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第二条第三項に 規定する循環資源をいう。以下同じ。)を利用して県外(国内に限る。)で製造され、又は加工された 環境物品等
- 4 製造業者等は、規則で定める要件を備える者でなければならない。
- 5 知事は、第一項に規定する基準を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮城県グリーン購入促進委員会の意見を聴くものとする。
- 6 知事は、第一項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた宮城県グリーン製品(以下「認定製品」という。)の製造業者等(以下「認定事業者」という。)の氏名又は名称、認定製品の名称その他必要と認める事項を公表するものとする。

(認定の取消し等)

- 第十五条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消す ことができる。
 - 一 前条第四項に規定する要件を備えない者となったとき。
 - 二 第十九条各号に掲げる事項のいずれかに反したとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

2 前条第六項の規定は、前項の規定により認定を取り消した場合について準用する。

(認定証票)

- 第十六条 認定事業者及び認定製品を販売する者は、当該認定製品並びにその包装容器及び広告に認定製品であることを証する証票(以下「認定証票」という。)を付することができる。
- 2 認定製品を普及させようとする者は、その目的の範囲内において印刷物その他の広報媒体に認定証 票を付することができる。
- 3 前二項に規定する場合を除くほか、何人も認定証票又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(調査等)

第十七条 知事は、必要があると認めるときは、認定製品の製造、流通、販売等の状況について調査し、 又は認定事業者に対し報告を求めることができる。

(認定事業者への支援)

第十八条 県は、基本方針において認定製品の調達に配慮するとともに、県民等への認定製品に関する 情報の提供その他の認定事業者を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(認定事業者の遵守事項)

- 第十九条 認定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 認定製品の品質を維持するため、適切な品質管理を行うこと。
 - 二 県及び県民等に対し、認定製品の品質に関する規格及び管理体制についての情報を提供すること。
 - 三 認定製品に関し、流通又は販売の過程において消費者との間で問題が発生したときは、自ら対処すること。
 - 四 第十四条第三項の規定により申請した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更届又は廃止届を県に提出すること。
 - 五 第十七条の規定による調査を受け、又は報告を求められたときは、これに協力すること。 第四章 宮城県グリーン購入促進委員会

(設置等)

- 第二十条 知事の諮問に応じ、グリーン購入の促進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県グリーン購入促進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

- 第二十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第二十二条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第二十三条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第二十四条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(運営に関する事項)

第二十五条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

第五章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に、循環資源を利用した製品であって廃棄物の適正な処理の推進及び環境負荷の低減に資するものとして知事の認定を受けたものは、当該認定を受けた期限までの間に限り認定製品とみなす。

(検討)

3 県は、この条例の施行後五年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える

宮城県グリーン購入促進委員会の委員	出席1回につき	11,700円	8	級
-------------------	---------	---------	---	---